

市役所前さくら通り地区景観協議会 ニュースレター

第 6 号

令和元年 11 月 1 日発行

— 良好な景観を形成するためのルールについて考えました —

相模原市では、市民・事業者の皆さんと共に、さまざまな景観資源を「まもる」、「いかす・そだてる」、「つくる」ことによる、魅力ある景観づくりを進めています。

その一環として、中央区内でも特に親しみのある「市役所前さくら通り地区」の魅力をもっと高めるため、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでいます。

自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成される「市役所前さくら通り地区景観協議会」でご意見を伺いながら進めており、令和元年 9 月 29 日（日）に第 6 回景観協議会を開催しました。



■ 第 6 回景観協議会の概要

第 6 回景観協議会では、良好な景観の形成に関する方針の内容について確認した後、次のとおり、景観形成基準※（素案）について検討を行いました。

● 景観形成基準（素案）の説明

これまでの景観協議会や市の関係課での議論、市景観審議会からの意見などを踏まえて作成した景観形成基準の素案について、事務局から説明しました。



● 意見交換

2 グループに分かれ、景観形成基準の素案の内、抜粋した 10 個のルールについて、意見を出し合いました。



● 発表

最後に、各グループで出した意見の内容を発表し、景観協議会全体で共有しました。



※ 景観形成基準とは？

建築物などを建てる際に、景観に配慮してほしい内容を示したもの（良好な景観を形成するためのルール）です。景観法等に基づく手続きにおいて、この基準に適合しているかどうか審査されます。

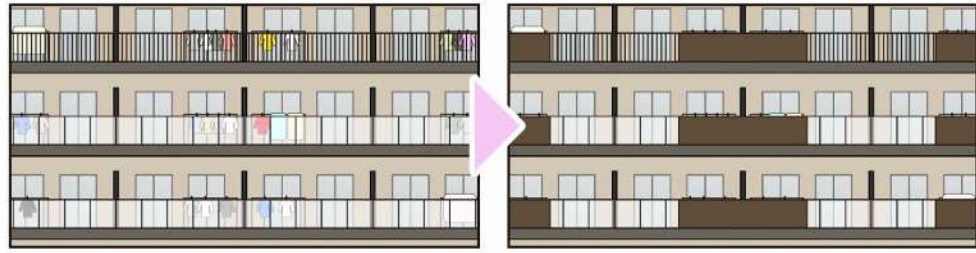
市全域では、大規模な建築行為等に対して、屋根・外壁・フェンスの色彩、屋外設備の景観配慮、植栽などについて基準を設けています。この市全域での景観形成基準の内容を踏まえながら、市役所前さくら通り地区の景観の特徴や方針にふさわしい独自の基準を定めます。

景観形成基準（素案）の検討結果

景観形成基準（素案）の一部について、景観協議会で挙がった主な意見を紹介します。

建築物に関する基準 - 形態・意匠

共同住宅のバルコニーの手すり及びこれに付属する部分は、開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、景観重要道路（地区内の桜並木のある道路）から物干し施設や建築物の内部が見えないように配慮する。



主な意見

- ・この程度の配慮は求めたい。
- ・通りに面してバルコニーを設置しないようお願いしたい。

主な意見

- ・基準は良いと思うが、維持管理が課題。
- ・大きな建物も該当することが分かるような記述にしてほしい。
- ・屋上緑化だけでなく、壁面緑化という工夫の仕方も考えられる。

主な意見

- ・店舗だけではなく公共施設にもお願いしたい。
- ・理想論としては良いが、現状出来ている店舗は少なく難しい面もある。
- ・シールスーシャッターは費用がかかり、防犯上も心配。
- ・夜間も照明をしておけば、落書きが減るかも。
- ・維持費があまりかからないLEDを推奨してほしい。

主な意見

- ・現行の景観計画の基準の延長で考えるのが良いのではない。
- ・温かみのある色が増えてほしい。
- ・商店街では規制しすぎなくても良いのでは。
- ・年月が経っても汚れや色あせが目立たない材質を選んでほしい。
- ・個店への指導が難しくそう。周知の方法が重要。

建築物に関する基準 - 緑化

景観重要道路側から見える位置に、植栽やプランター等を配置し、通りと調和した空間を創出するなど身近なみどりの演出を図る。緑化する土地のない場合は、屋上緑化等に努める。



建築物に関する基準 - 照明

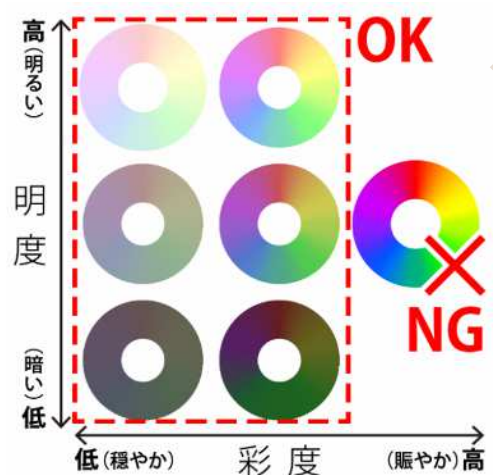
店舗では、景観重要道路から室内の照明が見える工夫や壁面照明を設置するなど、夜間景観の演出を図る。また、夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に配慮する。



建築物に関する基準 - 色彩

外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないように周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。

「別表2に示す範囲」のイメージ



建築物に関する基準 - その他

交差点部の建築物等に関しては、アイストップとなることを意識し、魅力ある街角の形成に努める。



主な意見

- ・「アイストップ」は分かりやすい表現に修正すべき。「目に留まる」「目を引く」など日本語を使っているかどうか
- ・大型施設しか対応できないのではないかと。
- ・駐輪場の場所が課題。

建築物に関する基準 - その他

建築物の景観重要道路に面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置により通りの街並みを阻害しないように配慮する。

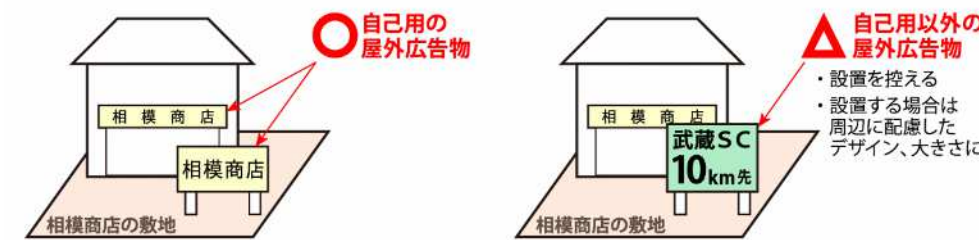


主な意見

- ・窓面への表示禁止は厳しすぎるのでは。
- ・この地区だけ規制されるのは不公平。駅前も含めて広域でルールを設けてほしい。

屋外広告物に関する基準 - 共通事項

自己用以外の屋外広告物の設置は控えるとともに、設置する場合は単に目立つものにならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとするよう努める。



主な意見

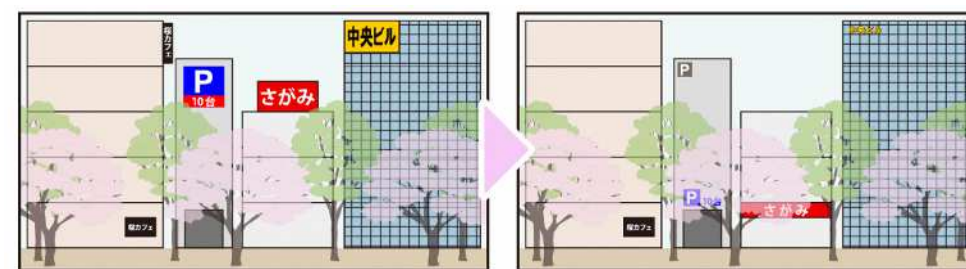
- ・行政もこの基準を守ることが前提。
- ・民地での基準を厳しくするかわりに、公共空間にまとめて情報を出すことはできないか。

《例》

- ・* 買物公園に集合看板を出す
- ・* さくら並木の前に一律に看板を出す など

屋外広告物に関する基準 - 壁面利用広告物・そで看板・広告塔・広告版

さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。



主な意見

- ・高層部の掲出を完全に禁止するのではなく、目立たないように配慮してもらうという内容であれば良い。

■ 景観形成重点地区指定に向けたスケジュール（予定）

平成 30 年	11月 2日 4日	地域の皆様に向けた説明会（終了）	
	12月 16日	第1回（終了）	景観協議会では、勉強会やまち歩き等を通して、次のことについて考えるとともに、ご意見を伺います。 ・地区の景観資源や課題 ・地区の目指す景観 ・景観形成基準 （良好な景観を形成するためのルール） 次回は、景観形成重点地区の案と、良好な景観を実現するためにできることについて意見交換をする予定です。
平成 31 年	1月 27日	第2回（終了）	
	3月 10日	第3回（終了）	
令和 元年	5月 26日	第4回（終了）	
	7月 27日	第5回（終了）	
	9月 29日	第6回（終了）	
	12月 15日	第7回 次回	
↓		（景観審議会・都市計画審議会等の手続き）	
令和 2 年	10月	パブリックコメント	
令和 3 年	1月	景観形成重点地区の指定	



★景観シンポジウムを開催しました！

10月6日（日）に、市民会館第1大会議室で「景観シンポジウム～豊かな自然や文化と共に栄える美しいまちを目指して～」を開催しました。

「これからの景観まちづくり」と題した基調講演と「さがみはらの未来の景観をみんなで思い描こう」をテーマとした出演者5人によるパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、市役所前さくら通り地区についても話題となり、地域で共有されている価値を大事にしながら景観づくりを進めること、それを地域と行政が協働してマネジメントしていくことの大切さを、参加者のみなさんと考える機会となりました。

ご来場いただいた皆様、ありがとうございました。



景観協議会に関するお知らせやニュースレターは市ホームページでもご覧いただけます。



<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sumai/keikan/1015215.html>

景観協議会に関することやニュースレターの内容など、ご意見・ご感想等がございましたら、下記問い合わせ先まで♪

問い合わせ先 相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課（景観広告班）

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話 042-769-9252 **ファクス** 042-757-6859

Eメール kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp